

令和6年10月1日
中央工学校 OSAKA

学校伝染病による出席停止について

学校伝染病に罹患した場合は、感染予防等のため学校保健安全法の規定により出席停止になることがあります。

医師より学校伝染病による出席停止と指示された場合は、担任に連絡してください。

なお、医療機関にて「学校伝染病による登校許可証」を記入していただき、出席停止後の登校から1週間以内に担任に「欠席届」及び同証が提出された場合は公欠（出席扱い）となります。

連絡先：(研究科、建築学科、住宅デザイン科、インテリアデザイン科)

建築系教員室 TEL.06-6866-5313

(ブリッジエンジニア科、日越通訳・翻訳科、国際コミュニケーション科)

国際系教員室 TEL.06-6866-0808

▽切り取り線▽

学校伝染病による登校許可証

学生氏名

病 名

上記の疾病による療養期間は

年 月 日から

年 月 日まで

日間で、その後の登校は可と診断します。

年 月 日

医療機関名・住所

医師名

